

市報第11号

平成20年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成20年度横浜市下水道事業会計予算、平成20年度横浜市埋立事業会計予算、平成20年度横浜市水道事業会計予算及び平成20年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

平成21年9月10日

横浜市長 林 文子

平成20年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 59,153,784,764	円 42,638,102,041	円 13,009,859,350
	1 建設改良費		59,153,784,764	42,638,102,041	13,009,859,350
		下水道整備事業	57,933,702,164	41,633,605,311	12,997,658,350
		下水道改良事業	1,220,082,600	1,004,496,730	12,201,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	
3,763,000,000	5,604,948,660	3,564,700,000	77,210,690	3,505,823,373	—	
3,763,000,000	5,604,948,660	3,564,700,000	77,210,690	3,505,823,373	—	
3,763,000,000	5,604,948,660	3,564,700,000	65,009,690	3,302,438,503	—	主として、支障物件に伴い実施工程を変更したため
—	—	—	12,201,000	203,384,870	—	主として、支障物件に伴い実施工程を変更したため

平成20年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 281,221,000	円 37,641,943	円 114,341,850
	1 埋立事業費		281,221,000	37,641,943	114,341,850
		金 沢 地 先 埋 立 事 業	150,000,000	4,834,200	99,127,350
		新山下町貯木場 埋 立 事 業	131,221,000	32,807,743	15,214,500

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係 る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
繰越工事資金			
円 114,341,850	円 129,237,207	円 —	
114,341,850	129,237,207	—	
99,127,350	46,038,450	—	支障物件に伴い実施工程を変更したため
15,214,500	83,198,757	—	関係者との調整に日時を要したため

平成20年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 水道事業 資本的支出			円 27,097,025,000	円 22,697,579,841	円 3,508,966,700
	1 建設改良費		27,097,025,000	22,697,579,841	3,508,966,700
		配水管 整備事業	16,500,000,000	13,268,517,516	2,921,870,000
		基幹施設 整備事業	10,000,000,000	9,115,934,035	414,497,100
		その他 建設改良工事	597,025,000	313,128,290	172,599,600

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 953,000,000	円 15,718,000	円 7,500,000	円 2,532,748,700	円 890,478,459	円 —	
953,000,000	15,718,000	7,500,000	2,532,748,700	890,478,459	—	
814,000,000	15,718,000	7,500,000	2,084,652,000	309,612,484	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
139,000,000	—	—	275,497,100	469,568,865	—	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
—	—	—	172,599,600	111,297,110	—	主として、契約不成立により着工が遅れたため

平成20年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 4,321,480,000	円 805,525,779	円 2,594,597,568
	1 建設改良費		4,321,480,000	805,525,779	2,594,597,568
		高 速 鉄 道 改 良 事 業	4,321,480,000	805,525,779	2,594,597,568

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 2,071,586,838	円 518,919,513	円 4,091,217	円 921,356,653	円 -	
2,071,586,838	518,919,513	4,091,217	921,356,653	-	
2,071,586,838	518,919,513	4,091,217	921,356,653	-	工事施工方法についての精査検討等に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。